

見積参加希望者 各位

(令和 8・9 年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿「保守・点検・管理（修理・整備を含む）＞植栽・庭園管理＞市内業者」のうち、参加を希望する者）

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 上田公民館樹木剪定業務委託
- (2) 業務内容等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 上田公民館
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和 8 年 12 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市教育委員会 上田公民館

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 11 月 6 日（金） 9 時 00 分から 14 時 00 分まで
- (2) 盛岡市役所内丸庁舎 4 階 上田公民館執務室（盛岡市内丸 3-46） 執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3 (1) の日時に 3 (2) の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 業務委託契約書による。

6 その他

- (1) 見積回数
1 回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
- (2) 見積書
見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積の無効
心得第 9 に該当する見積は無効とする。
- (4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者は、契約の相手方としない。
- (5) 見積に当たり、現場確認を希望する場合は事前に上田公民館へ連絡のうえ、日時を調整すること。

(6) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年11月2日までに電子メール又は文書（ファックス可）により上田公民館あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和8年11月4日までに回答する。

盛岡市教育委員会 上田公民館（〒020-0023 盛岡市内丸3-46）

Tel 019-601-8106

Fax 019-654-2335

Mail ueda.ph@city.morioka.iwate.jp